

保護者のみなさんへ

菰野町教育委員会事務局

就学援助制度について

経済的に困難で、義務教育費用のお支払いに困っているご家庭に対して、お子さんの就学を援助するため、給食費や学用品費などを支給しています。おおむね、次のような方が対象です。

生活保護法に基づく保護の停止または廃止者

生活保護法に基づく保護を要する者に準ずる程度に困窮していると認められる者 など

内容と金額 (金額は支給予定額です。)

(年 額)

	小 学 校	中 学 校
学 用 品 費	12,090 円	23,190 円
通 学 用 品 費	2～6年生 2,270 円	2、3年生 2,270 円
新 入 学 学 用 品 費	1年生 57,060 円	1年生 63,000 円
給 食 費	低学年 48,400 円 高学年 49,500 円 (7～3月は現物給付 ※裏面参照)	全額 (デリバリー給食利用分)
オンライン学習通信費	15,000 円	15,000 円
修 学 旅 行 費	全額	全額
校 外 活 動 費 (社 会 見 学 費 等)	全額 (上限あり)	全額 (上限あり)
生徒会費・P T A 会費 ク ラ ブ 活 動 費	全額 (上限あり)	全額 (上限あり)
卒 業 ア ル バ ム 代	6年生 全額	3年生 全額

※新入学学用品費は入学前支給を行っており、入学前支給を受けた方は1年生での支給はありません。

【手続きについて】

町立小中学校、菰野町教育委員会事務局で申請書を受け取り (菰野町の HP「各種申請書・様式ダウンロード」の「教育委員会申請書等」からも可能です。)、必要事項を記入のうえ、在籍する学校へ提出してください。前年度に受給されていた方も、年度ごとに新たに申請が必要です。

※町外の特別支援学校に通学されている場合は、菰野町の就学援助制度ではなく、在籍される学校での制度をご活用ください (町立の小中学校に在籍するお子さんと、町外の特別支援学校に在籍されるお子さんがみえる場合、町立の小中学校に在籍するお子さんのみ、菰野町の就学援助の申請を行ってください。)

【支払いについて】 7月・12月・3月の3回に分けて個人口座へ振り込みます。

【申請締切】 申請は随時受け付けております (最終：令和8年1月)

※ 申請は随時受け付けますが、支給額は申請月からの月割となります。

※ 税の申告がされていない方は審査ができませんので、必ず申告を済ませてください。所得がない方 (被扶養者を除く) も所得がない旨の申告をしてください。

※ 令和7年1月2日以降に菰野町へ転入された方は、転入前の自治体で令和6年1月～12月分の所得課税証明書を取り寄せて、申請書に添えてください。

【認定について】

対象者の認定にあたっては、所得基準による審査があります。世帯（※1）の収入額（※2）が、所得基準額を下回る場合は、就学援助を受けることができます。なお、家庭事情などの調査を校長や民生委員等をお願いする場合があります。また、年度途中で世帯状況等に変更が生じた場合は、変更の申請が必要です。

（※1）世帯とは、生計を一にする方全員をいいます。住民票上の世帯は別でも、一緒に暮らしている祖父母や同居人等は世帯に含まれます。

（※2）収入額とは、県民税及び市町村民税の課税の基礎となった同一生計の世帯員全員の1～12月の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計から、県民税及び町民税の課税にあたって所得控除された雑損、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料及び保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除を差し引いた金額を12で割り、月額としたものです。

●所得基準の目安

☆例1 世帯主（40歳）、妻（38歳）、子（中1）、子（小3）の4人世帯の場合

→ 所得基準額（月額）：およそ 245,000円

☆例2 世帯主（45歳）、子（小3）、子（小1）の3人世帯の場合

→ 所得基準額（月額）：およそ 203,000円

上記はおよその目安です。所得基準は同一生計世帯の世帯員数や年齢構成等により異なります。

【小学生の給食費について】（小学生対象）※令和7年度変更点

令和7年度から、就学援助支給決定後の7～3月分については、給食そのものを就学援助として提供し、その間の給食費の口座振替は行いません（現物給付）。

ただし、支給決定までの4～6月分については通常通り給食費の口座振替を行います。認定となった場合は、7月支給時に4～6月分の給食費を就学援助費として支給します（令和6年度と同様です）。

【クラブ活動費について】（中学生対象）

「クラブ活動費」とは、生徒が入っているクラブ活動において、当該年度に生徒全員が個々に用意するものの購入費及び一律に負担すべきこととなる経費をいいます。3月に支給しますので、領収書を保管しておいてください。例年7月頃に対象者に通知を行いますのでご注意ください。

【デリバリー給食分の給食費について】（中学生対象）

デリバリー給食の利用実績に基づき支給します。就学援助の支給決定は7月に行い、学期ごとに支給します（7月（4～6月利用分）、12月（7～11月利用分）、3月（12～3月利用分））。

【中学校通学用自転車の購入費用助成について】（6年生対象）

菰野町では、就学援助を受給している6年生の児童を対象に、中学校通学用自転車の購入費用助成も行っています。詳細につきましては、例年12月頃に対象者に通知を行いますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

菰野町教育委員会事務局 TEL: 059-391-1155 FAX: 059-391-1195